かがやくけん、かがわけん。
香川県

地域を支える幅広い担い手として

50歳以上の認定新規就農者を応援します！

担い手として就農





ミドルエイジ新規就農支援事業

●支援内容

交付金額：年間**100万円**以内
交付期間：**最長3年間**(経営開始後3年度目分まで)
【注意】
要件を満たさなくなる、交付期間終了後必要な期間営農継続が確認できない場合などで、交付停止又は返還になる場合があります。

●交付期間または交付期間終了後に必要なこと

- 7月末および1月末に就農状況を報告
- 交付期間終了後3年間、作業日誌等を提出
- 県等による面談・現地確認に協力
- 住所等の変更や中断時等の届出の提出
- 関係書類の保管（5年間）　等

●主な交付要件

- 独立自営就農時の年齢が**50歳以上65歳未満**である
- **青年等就農計画の認定**を受けている
- 農地、機械・施設、出荷・取引、通帳、帳簿を本人名義で管理している（**＝独立・自営就農**）
- 地域計画の目標地図に位置付けられている(見込みも可)、または農地中間管理機構から農地を借入している
- 環境負荷低減に取り組む意思がある
- 事業実施年度の**3年前の年度の4月以降**に農業経営を開始している
- 原則、前年の**世帯所得が600万円以下**である
- 交付期間中に農業経営力向上のための研修を受講・修了している
- 生活費の確保を目的として国等の給付金を受給していない
- 経営を継承する場合は一定の要件を満たしている

認定新規就農者制度については裏面をご覧ください。

認定新規就農者制度

新たに農業経営を営もうとする青年等が農業経営の目標に向けて農業経営の基礎を確立しようとする青年等就農計画を作成し、その計画を市町が認定するものです。

青年等就農計画の認定申請が可能な方

①65歳未満であること
②次の（ア）から（オ）のいずれかに該当するもの
（ア）商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者
（イ）商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
（ウ）農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者
（エ）農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
（オ）（ア）から（エ）までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
③計画が達成される見込みが確実であること

認定期間・経営開始日の考え方

【経営開始日】
・農業経営を実質的に始めた時点で判断します。
・経営の開始は、農地の取得、機械・施設の取得、資材購入、販売開始などを総合的に判断します。
・研修中や準備段階でも、実態により経営開始と判断される場合があります。
【認定期間】
・有効期間は経営開始日から5年間です。経営開始前に認定を受ける場合、認定日から5年間です。

農業者の手続き

ステップⅠ：青年等就農計画の認定手順

市町 農業担当課 ⇔ 農業者

① 計画の作成後、認定申請
② 計画が適正か確認後、認定

ステップⅡ：資金の交付手順

農業者 ⇔ 県 農業経営課 農業改良普及センター

③ 資金の交付申請書の提出
④ 県より、資金の交付

情報の共有

事業の申請先

東讃農業改良普及センター（さぬき市津田町津田930-2）
小豆農業改良普及センター（小豆島町池田2519-2）
中讃農業改良普及センター（善通寺市生野本町1-1-12）
西讃農業改良普及センター（三豊市豊中町笠田竹田438-1）

青年等就農計画の認定に関する問い合わせ

各市町農業主務課

問い合わせ先

香川県農政水産部農業経営課担い手支援グループ　高松市番町四丁目1-10　TEL:087-832-3406

各問い合わせ先の受付時間　平日　8時30分～17時

制度の詳細等は、HPをご確認ください。また、様式等はHPからダウンロードできます。

香川県新規就農・農業経営相談センターHP

農業経営課 インスタグラム

ミドルエイジ新規就農支援事業　検索